指定番号	指定年月日	失効年月日	事業の区分の略称	指定の効力が失効した工場又は事業場の名称及び所在地
一〇一四〇一	平成十一年九月二十四日	平成二十一年八月三十一日	水道メーター第一類	株式会社山武　アドバンストメーションカンパニー　オーガス工場 神奈川県高座郡寒川町大曲四丁目一番一号
一一一四〇一	平成十一年九月二十四日	平成二十一年八月三十一日	水道メーター第二類	株式会社山武　アドバンストメーションカンパニー 神奈川県高座郡寒川町大曲四丁目一番一号
三二一四〇一	平成十四年九月九日	平成二十一年八月三十一日	積算熱量計	株式会社山武　アドバンストメーションカンパニー　オーガス工場 神奈川県高座郡寒川町大曲四丁目一番一号
一〇四三〇一	平成十七年二月十四日	平成二十一年九月二十八日	水道メーター第一類	九州計装エンジニアリング株式会社計器本部　熊本工場（春日事業所） 熊本県熊本市春日五丁目十七番三十三号

○国土交通省告示第千二百六十九号

奈良交通株式会社の一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請事案（事案番号平二十一第五〇〇三号）については、平成二十一年十一月二十六日付け国運審第二十一号により、運輸審議会から、申請どおり認可することが適当である旨の答申があったので、運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第二十九条の規定により、これを告示する。

なお、答申書の内容は、運輸審議会において、閲覧に供する。

平成二十一年十二月七日

国土交通大臣　前原　誠司

○近畿地方整備局告示第百八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年十二月七日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　滋賀県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十六年近畿地方整備局告示第百七十三号彦根長浜都市計画道路事業三・四・五号長浜駅宮司七条線

三　事業施行期間　自平成十六年十二月二十四日至平成二十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第百八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年十二月七日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　北部大阪都市計画道路事業三・一・二百十一―二十八号茨木箕面丘陵線

三　事業施行期間　自平成二十一年十二月七日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　大阪府茨木市大字宿久庄及び大字粟生岩阪地内

使用の部分　大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目及び大字粟生岩阪地内

○中国地方整備局告示第百二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月七日

中国地方整備局長　福田　功

一　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号及び九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
山陽小野田市大字津布田字才ヶ峠五五六番二から同市大字山野井字岳山一二一九番三まで	前	三三・〇〇～四九・八〇〇メートル	〇・一〇八キロメートル
	後	三一・四〇～四九・六〇〇メートル	〇・一〇八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

二　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十四号及び百八十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
三次市粟屋町二三九六番一から同市粟屋町字鍋屋谷一四六三番一二まで	前	一〇・七〇～三七・九〇〇メートル	〇・二二〇キロメートル
	後	一一・九〇～四五・八〇〇メートル	〇・二二〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局三次河川国道事務所

三　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百八十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
総社市美袋字御前垣内七八七番四から同市美袋字城山九四七番一まで	前	七・〇〇～一三・〇〇メートル	〇・二一六キロメートル
	後	九・四〇～一六・二〇〇	〇・二一六

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

四　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百八十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
岩国市今津町一丁目一〇二番二から同市南岩国町五丁目一一二番一まで	前	A　七・六〇～三三・五〇メートル B　二三・〇〇～一一四・〇〇	A　六・一八八キロメートル B　四・七二〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　七・六〇～三三・五〇 B　二三・〇〇～一一四・〇〇	A　六・一八八 B　四・七二〇	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所